13830850	西岡　英之	死　亡
13860022	森田　昭夫	〃
13940009	八木　邦生	自　己　都　合
13940048	大津　敬久	〃
13970049	矢野　俊博	〃
14020060	菊池　幸光	〃
14060018	川村　昌弘	〃
14990023	生澤　結香	〃
15050015	渡邊　文夫	〃
21030018	小松　貴峰	資格を有しなくなった
21820126	和仁冨士夫	自　己　都　合
22090014	松谷　敏史	〃
22100018	德田　博昭	〃
23040020	戸松　義博	〃
23050119	鈴木　啓之	死　亡
23060040	鈴木加奈子	自　己　都　合
23090011	稲生奈津子	〃
23110065	加藤　菊枝	〃
23120116	中村　巧	〃
23840041	花村　幸孝	死　亡
24060005	川村　良明	自　己　都　合
24130005	西村　和浩	〃
26070004	木村　秀規	死　亡
26100007	齋藤　昌紀	自　己　都　合
26830026	中村善二郎	死　亡
26830046	中田　廣吉	自　己　都　合
27050005	樽本　雄一	〃
27070059	小田原鉄太郎	〃
27110281	太田　悠	〃
27820396	中村　阡男	〃
27821140	上野　安夫	〃
27850063	喜田　助一	〃
27930001	樗木　重利	〃
28060064	小松　義和	〃
33100026	三好　香里	〃
40010067	瓜生　哲	〃
40100080	長谷川万佑子	〃
40820525	柴田　昌治	〃

社会保険労務士名簿への紛争解決手続代理業務の付記の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の５の規定により社会保険労務士名簿に紛争解決手続代理業務の付記をした者を次のとおり公告します。

平成 25 年 10 月 31 日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏　名
平成25年９月15日付	
07920004	奥瀬　円
11020012	小林　健一
15080018	髙橋　利和
15890005	立川　入子
平成25年10月１日付	
05130004	佐藤　伸生
13050638	髙橋　孝一

登録番号	氏　名
13070428	梶田　義孝
13110325	関　恵利
13110370	小山菜穂子
13130447	伴　憲章
23030068	木本多一郎
23050081	阿部　勉
23070117	杉浦　正章
35070012	田中　敏文

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　内海　英二
　登録番号　28538
　事 務 所　大阪府大阪市北区西天満３―１―６辰野西天満ビル２階
　　内海・島田法律事務所
3　処分の内容　業務停止６月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年９月24日

平成 25 年 10 月 10 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　柳田　潤一
　登録番号　22461
　事 務 所　愛知県名古屋市中区丸の内３―17―28第２リックスビル２階
　　弁護士法人エルシンクネット
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年10月１日

平成 25 年 10 月 10 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第53条第７項の規定により下記のとおり公告します。

記

1．懲戒を受けた外国法事務弁護士
　氏　　名　アリソン・ベス・ローゼンバーグ（第二東京弁護士会所属）
　登録番号　G612
　事 務 所　東京都港区南青山５―５―18―202
　　アリソンベスローゼンバーグ外国法事務弁護士事務所
2．懲戒の処分の内容　退会命令
3．懲戒の処分が効力を生じた年月日
　平成25年10月５日

平成 25 年 10 月 10 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　田窪　五朗
　登録番号　17533
　事 務 所　大阪府大阪市北区西天満１―８―９ヴィークタワー大阪803
　　田窪五朗法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年９月30日

平成 25 年 10 月 15 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　榮川　和広
　登録番号　25145
　事 務 所　大阪府大阪市中央区北浜２―６―26大阪グリーンビル７階
　　榮和法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年９月30日

平成 25 年 10 月 15 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　佐賀県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　西林　慶一
　登録番号　22920
　事 務 所　佐賀県佐賀市白山１―４―28
　　益本白山ビル３階
　　西林法律事務所
3　処分の内容　退会命令
4　処分が効力を生じた年月日
　平成25年10月３日

平成 25 年 10 月 15 日　　日本弁護士連合会

裁決取消訴訟の判決確定公告

第一東京弁護士会が同会所属弁護士　塩谷　安男　会員（登録番号21337）に対してなした懲戒処分（業務停止３月・平成24年２月14日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成24年５月21日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成25年５月15日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成25年９月26日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成 25 年 10 月 10 日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 25 年 10 月 31 日　　青森県教育委員会

1　失効した免許状
　氏名　松林　　毅
　本籍地　青森県
　生年月日　昭和62年11月10日
　免許状の種類、番号、授与権者、授与年月日
　⑴　中学校教諭一種免許状、平21中一種第78号、青森県教育委員会、平成22年３月18日
　⑵　高等学校教諭一種免許状、平21高一種第147号、青森県教育委員会、平成22年３月18日
2　失効年月日　平成25年９月25日
3　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当